

裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日時	平成25年4月19日(金)午後2時20分～午後4時30分
場所	仙台地方裁判所第2会議室(6階)
出席者等	司会者 渡邊英敬(仙台地裁第2刑事部総括判事) 裁判官 河村俊哉(仙台地裁第1刑事部総括判事) 検察官 名倉俊一(仙台地検公判部長) 弁護士 小野寺友宏(仙台弁護士会所属) 裁判員経験者 2番(76歳,男性) 3番(55歳,男性) 5番(51歳,女性) (1番,4番及び6番は欠席)
報道機関	河北新報社,朝日新聞社,読売新聞社,東北放送, 仙台放送,宮城テレビ放送,東日本放送,時事通信社

1. 本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただいまから,裁判員経験者の意見交換会を始めてまいります。本日の司会を務めます仙台地方裁判所第2刑事部の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単に自己紹介させていただきますと,裁判官任官後26年目に入りました。昨年の4月から仙台地裁で仕事をしております,これまで前任庁の千葉地裁とこちら仙台地裁で合わせて50件近くの裁判員裁判を経験いたしまして,この間,約400人の裁判員,補充裁判員の方と一緒に審理に取り組んでまいりました。どの事件でも裁判員の皆様には,事実や証拠に誠実に向き合っていたいただき,様々な多角的な視点からたくさんの御意見をいただいております,深みのある議論ができて,良い判決に結びついているという実感を抱いております。

本日の意見交換会を開催する趣旨を申し上げますと,大きく2点ございます。まず1点目として,裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺って,今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということでございます。次に2点目として,これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には,直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより,不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかとということでございます。

裁判員制度は施行以来3年を経過しまして,昨年12月には,その実施状況を

実証的に検証するために、最高裁判所事務総局において、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」が作成されました。皆様も耳にされたことがあるかと思えます。その中でも、裁判員経験者の意見交換会における意見は、裁判員経験者の皆様の率直な意見を伺うことができる貴重な機会と位置付けられ、制度の運用の改善を検討する上で、重要な情報が得られていると評価されているところでございます。

こうした趣旨の下、本日は3名の裁判員経験者の方をお招きしております。また、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が出席しております。

本日の意見交換会の話題事項は大きく分けて2つございます。1つ目は裁判員裁判における評議の在り方について、2つ目は裁判員の守秘義務についてです。この2点につきまして、裁判員経験者の皆様から率直な御意見や御感想を伺いたいと考えております。

また、話題事項に関する意見交換終了後に、裁判員経験者の皆様から、これから裁判員になられる方へのメッセージを頂戴したいと考えております。そして最後に、報道機関の方々からの御質問をお受けいただくという形で進行を予定しております。

皆様が参加された事件の判決の時期はそれぞれ異なり、最近の方でも昨年11月、一番間が空いている方ですと昨年3月ということになりますので、記憶も曖昧となっている部分があるかとは存じますが、当時の様子をよく思い出していただきながら、御意見をいただきたいと考えております。

皆様の御意見を伺える貴重な機会ということから、報道機関の方のみならず、法曹関係者が傍聴をしていますが、その目を意識されることなく率直な御意見をいただければ幸いです。

2. 自己紹介

司会者

初めに、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、自己紹介も兼ねて、今日のテーマを意識されなくて結構ですので、裁判員裁判に参加された全般的な御感想などを簡単にお話しいただければと思います。今日も番号で呼ばせていただきます。

それでは、2番の方ですが、昨年3月判決の強盗致傷事件を担当されました。この事件では、犯罪の成立に争いはなく、犯行の際には凶器としてバットが使用されたようですが、被害者にバットで暴行を加えたのが誰か、被告人と共犯者との間でバットで暴行を加えることについて、共謀がなされたのかが争点となったようです。審理日数は2日、評議日数は1日半でした。

裁判員経験者2番

被告人の印象は、やくざっぽい感じと予想していましたが、実際にはちゃんと背広も着ていたし、身なりをきちんとしていたので全然イメージと違ってしまし

た。こんなにまじめそうな人が事件を起こすのだと思いました。加害者は三人組で同じ学校の先輩後輩でした。一人は車の中で待機して、二人は加害行為に加わったということで加害者の親兄弟が証人として出てきましたが、こういう息子や弟を持つと自分たちがバックアップしていかなければならないので大変だと思いました。加害者は、兄の経営する会社に採用してもらって示談金を支払っていくということでしたが、今どうなっているのかという思いはあります。加害者がまじめにやっていたらいいですが、またおかしいことをやっていたら大変だという思いです。

司会者

ありがとうございました。次に3番の方ですが、昨年8月判決の殺人事件を担当されました。この事件では、争点が多岐にわたっていますが、殺意の有無、正当防衛、誤想防衛、過剰防衛の成否が問題となったようです。審理日数は4日、評議日数は2日半でした。

裁判員経験者3番

私の感想は、裁判の期間があっという間に過ぎたというものでした。私も含めて裁判員も補充裁判員もみんな一生懸命考えていたという印象でした。良い経験でした。

司会者

ありがとうございました。次に5番の方ですが、昨年11月判決の強盗致傷の自白事件を担当されました。万引き犯人による事後強盗致傷の類型の自白事件でしたが、被害者の警備員の方に対する証人尋問が行われて、犯行の状況が明らかにされたようです。審理日数、評議日数とも1日半でした。

裁判員経験者5番

最初に裁判員に選ばれたときの率直な感想は、やりたくなかったというものでしたが、辞退する理由が見つからなくて参加しました。参加した皆さんは、真剣に話し合い、評議して結果を出しました。時々その後の被告人の生活に思いをはせたりします。これから裁判員になる方に対しては、経験を積んでもらって、より良い裁判員制度になればいいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に、本日出席いただいている法曹関係者の方々からも簡単に自己紹介をお願いいたします。

仙台地方検察庁の名倉検察官からお願いします。

名倉検察官

仙台地検の公判部長をしております名倉と申します。私は、検事になって

20年ですが、ここ6年は公判畑ばかり担当していることもあり、裁判員裁判の準備段階と裁判員裁判が始まってからと、東京、札幌、仙台ですっと裁判員裁判を担当しています。私自身は、十数件程度裁判員裁判に立ち会ったことがあります。部長という立場上、部下職員に指導、助言するということでも関与しています。本日はせっかくの機会であり、裁判員経験者の方々から裁判員裁判に向けての率直な御意見、御感想をお聞かせいただければ大変有益であると考えております。

司会者

続きまして、仙台弁護士会の小野寺弁護士からお願いします。

小野寺弁護士

仙台弁護士会の小野寺友宏と申します。平成4年に仙台弁護士会に入会して今年で20年と少しの弁護士経験になります。平成21年から仙台弁護士会内の刑事弁護の問題を扱う刑事弁護委員会に参加し、昨年は副委員長を務めておりました。裁判員裁判との関係は、これまで公判審理に立ち会ったことが3件あります。今も裁判員裁判になる前提の事件に4件目として取り組んでいるところです。裁判員裁判を経験してみて、これまでの裁判とは随分とやり方が違って工夫しなければいけない点が多々あると感じておりますので、裁判員裁判を直接経験した方々から御意見を伺える貴重な機会であり、本日の御意見を踏まえて私自身の今後に生かしていきたいと思っております。

司会者

最後に、仙台地方裁判所から河村裁判官が出席されています。

河村裁判官

仙台地裁第1刑事部の部総括判事をしております河村と申します。私は、裁判員裁判が始まったときには、旭川地裁におりまして、その後東京地裁、そして、この4月に仙台に参りました。ここ何年間には刑事部に所属し、刑事裁判が中心で、4月以降も引き続き刑事部で裁判員裁判に関わることとなっております。本日は裁判員裁判を経験された方々の御意見をたくさん伺って今後の裁判員裁判において色々な工夫を積み重ねていきたいと考えております。

3．評議の在り方について

3 - 1．当事者の主張の分かりやすさについて

司会者

皆様自己紹介ありがとうございました。

それでは、本日の1つ目の話題事項である裁判員裁判における評議の在り方について、意見交換をしていきたいと存じます。評議では、裁判員の皆様の意見をいただいて有罪か無罪か、そして有罪であれば、被告人に適切な刑罰を決めていただきますが、これらは、判決を作り上げていく裁判員裁判の中核的な部分であり、充実したものとなることが要請されています。

充実した評議となるためには、当事者である検察官、弁護人から判断を求められているもの、評議のテーマとなる部分がしっかり把握できなければいけません。また、そのテーマを議論する上で、判断するための材料である証拠が当事者から過不足なく提供されている必要があります。これらの実情がどうだったのかについて、その経験からの意見をいただこうと考えております。

さらに、充実した評議となるためには、その運営の在り方も問題となると思います。評議は意見交換により判決を作り上げていく過程であり、予め筋書きを提示できるものではない以上、順を追って今何が議論されているのかを理解していただく必要があると思います。議論のためには、刑事裁判の基本的なルールや刑罰の制度の理解が前提となることから、これらも理解していただいている必要があります。また、活発な意見交換のためには話しやすい雰囲気確保されていないと、なかなか議論はしづらいものがあるように思われます。有罪か無罪かを決めるについても、量刑を決めるについても、いろいろな事情を検討し、悩み抜いて結論を出している実情にあります。十分な議論の時間があつたでしょうか。これらはひとえに裁判官の評議運営の在り方によって大きく影響を受ける可能性がある部分と思われる。この点についても、御意見をいただくこととなります。もしかすると、頂戴する意見は、評議の内容の秘密にも関わるデリケートな部分にもわたるかと思いますが、評議の秘密を意識されながらも、順次率直な御意見をいただきたいと考えております。

それでは最初に、評議の前提となります、当事者である検察官、弁護人から判断を求められているもの、評議のテーマとなる部分、つまり当事者の主張がしっかり把握できたか、分かりやすいものだったかについて御意見をいただきます。説明が長くなって恐縮ですが、刑事裁判の手続の流れを見ますと、冒頭手続で検察官から裁判のテーマとなる内容が起訴状の朗読という形で提示され、被告人・弁護人の罪状認否があつて、争う事件なのかどうか、何が争点なのかを簡単に把握した後、検察官・弁護人から冒頭陳述という形でより具体的な主張が行われ、事案の概要とともに、犯罪が成立するのかどうか、どのような刑を科すのかを決める上でポイントとなる点についての情報が提供されていたと思われ。そして、その後、審理計画に従って、判断に必要なとされた証拠を調べる手続が行われ、これは証拠書類を調べたり、証人、被告人の話聞くことが中心で、その証拠調べを踏まえて最終的に検察官からは論告、弁護人からは最終弁論という形で、争点を意識して我々の主張こそが正しいのだというプレゼンが行われます。これらを通じて、この事件では何が問題となつており、何を判断しなければなら

ないかを理解することになります。当事者が何について判断を求めているのかを理解することは、評議の出発点になるものですから、ここに問題があれば、スムーズに議論に入っていくことができません。そこで、冒頭陳述、論告・弁論を通じて、当事者の主張が理解できたかについて御意見を伺いたいと思います。

裁判員経験者 3 番

裁判に入るまでは、裁判は難しいというイメージでしたが、実際は裁判の内容を検察官、弁護人の両方から聴いてみて思ったよりも分かりやすいものでした。私自身は抵抗なく内容が理解できました。私たちのために分かりやすい表現を使ってもらったと思いますが、思っていたイメージよりも裁判の内容はすんなり理解できました。

司会者

3 番の方の事件は、争点が非常に多くて、殺意の有無、正当防衛、過剰防衛、誤想防衛といった言葉自体を理解することは難しくありませんでしたか。

裁判員経験者 3 番

分からない法律用語はいっぱいありましたが、評議を尽くしている間に段々と理解しましたし、私の担当した裁判は正当防衛か殺意があったかというまったく正反対のことを判断するという難しい裁判ではありましたが、評議のプロセスの中で一つ一つ自分なりに理解できたという感じでした。判断すること自体はとても難しかったですが、言っている言葉の意味は理解できたと思います。

司会者

難しい法律概念が出てきて、そのままでは御理解いただけないということで冒頭部分で検察官、弁護人から法律概念が分かりやすい形で示されていたと思いますが効果的でしたか。

裁判員経験者 3 番

私はすごく分かりやすかったと思います。

司会者

争点の概念について、検察官、弁護人や裁判官からの説明でいきなり全部を理解するというのは難しいと思いますが、徐々に理解を深めて評議する頃には理解されていたということによろしいですか。

裁判員経験者 3 番

そうです。

裁判員経験者 2 番

裁判員裁判に参加する前は大分難しいのではないかという印象で参加しましたが、実際に裁判官からかみ砕いた説明があつて裁判員と補充裁判員は全員理解できたと思います。事件の説明があつて私たちは納得して最終的に判断して決めました。裁判官の誘導ではなく、みんな各々の意見で決めることができたと思います。

司会者

裁判官の説明の前の段階で、検察官、弁護人から事件の争点を提示されて理解できましたか。

裁判員経験者 2 番

私は理解できました。

司会者

争点の提示の仕方は、検察官、弁護人それぞれから分かりやすくなされたということによいですか。

裁判員経験者 2 番

そうです。

司会者

5 番の方は、量刑が中心の事件だったと思いますが、犯行態様にも争いはあり、この事件はここが問題だと理解した上で評議に入らなければならないという点では事情は同じだと思いますが。

裁判員経験者 5 番

3 番の方と同じで評議に入る前に分かりやすい言葉で説明してもらえたので争点も理解できました。

司会者

3 番の方の事件で、弁護人の冒頭陳述で文字がたくさん並んだ書面が出てきたと思いますが、理解の点で影響はありませんでしたか。

裁判員経験者 3 番

書面を読んで理解するよりも話を聴いて理解した気がします。分からないことはその都度教えてもらいました。裁判は思ったよりも結論を出すのは難しいと思いましたが、入り口としてはわりと入りやすかったという印象があります。

河村裁判官

それぞれの方が分かりやすいという御意見で裁判所としては少し安心したとこ

るです。もう少し具体的に伺いますが、検察官、弁護人の冒頭陳述の段階で理解できましたか。また、その後の証拠調べ、論告、弁論を聞いて理解しましたか。

裁判員経験者 3 番

裁判に入る前に裁判官から、裁判というのは検察官、弁護人双方の言い分であり、事実かどうかは分からないという説明があり、深くは入らないで審理を尽くす上で少しずつ理解していきました。スタートの時点から 1 から 10 までのすべてを緻密に理解するのではなく、最初はこのような概要だという理解で裁判に入っていました。

司会者

3 番の方の事件は争点がたくさんあり、殺意が肯定されたら、次は正当防衛、正当防衛が否定されたら過剰防衛という段階的な主張が弁護人からなされています。これだと取りようによっては主張自体に迫力が出ず、弁護人がこの事件で何を訴えたいのか主張がぼやけてしまうという受け取り方はしませんでしたか。

裁判員経験者 3 番

それはありました。裁判上の戦略なのかなという印象はありました。1 点集中でいけば迫力があつたのかもかもしれません。

司会者

2 番の方が参加された事件では、共謀が争点だったのですが、審理の最後の場面で突然検察官が、事前に共謀が成立していたとの主張に加えて犯行現場で共謀が成立したとの主張を追加したようで、その日に結審する予定が翌日に延期され、最終的には検察官の主張が撤回されるという経緯を辿ったようですが、法律論が展開され、審理計画が変更されたことで裁判員の方にとっては目の前で何が起きているのか理解しづらかったのではないかと思うのですが、そういったことはなかったですか。

裁判員経験者 2 番

当日はちょっと分からないところがありましたので、翌日の朝の打合せの時に質問をしました。その時にこういうことだという説明を受けまして、ある程度理解して進んだという経過でした。

司会者

裁判官がフォローをしたということですか。

裁判員経験者 2 番

はい。

司会者

目の前で新たな主張が追加される，本来整理されているはずの主張に付け加わるという事態を見て，何か思われたところがありますか。

裁判員経験者 2 番

そこまでは分からなかったのですが，何となく理解したつもりでした。

司会者

法曹関係者の方から質問がありましたら，お伺いします。

小野寺弁護士

先ほど 3 番の方のお話の中で，評議の前提となる事実を理解するときに，配られた資料の文字を読んでというよりは，話を聴いて理解を深めたというお話がありました。私たちが主張や立証活動をするに当たって，お配りする書類はできるだけ分かりやすく，文章はできるだけ平易に，また表などにまとめるなど，短めの書面にする工夫をしているのですが，理解するのに重要なのは，どちらかというと耳から入った情報，法廷や評議の場でのやり取りといった，そちらの方が理解するのに役立つのでしょうか。資料から受け取る情報と，法廷や評議の場で受け取る情報の，どちらが皆さんが考えるのに役立つのでしょうか。

裁判員経験者 3 番

文章は効果がないというのではなくて，最初に裁判に入っていき時のとっかかりは言葉から入ったという印象があって，段々熟してくると，聴いたことは忘れてしまいますが，文字は形として残りますから，文字の威力はあると思います。私が担当した裁判の場合は，弁護士から提出された文書は分かりやすく，一生懸命作成されたものだという印象を持っています。ですから，どちらが効果的とか効果的でないという話ではないと思います。ただ，言葉は印象がありますから，メリハリとか表現方法とか発表の仕方とかが結構大切なのかなという気はします。

裁判員経験者 5 番

私の場合も，検察官も弁護士も，文章だけでなく，それと併せての説明の両方があるから分かりやすかったという気がしました。

3 - 2 . 当事者の立証の分かりやすさについて

司会者

これまで当事者の主張について伺ってきましたが，その主張を判断する材料となる証拠調べについて御意見を伺いたいと思います。どの事件でも，証拠書類の

取調べが行われていて、原則として、取調べを請求した者がその内容を朗読して理解を求めるといったことだったと思います。証人尋問や被告人質問ですと、質問者の質問に答えた証人、被告人の話が証拠となったところですが、事件によって、取り調べられた証拠書類や証人尋問、被告人質問の内容は異なる場所ですから、ほかの事件の審理の経験がないと比較してお話をいただくことは難しいことも承知した上での質問となりますが、経験された証拠調べの内容は分かりやすいものでしたでしょうか。先ほどの主張の話の中で、文字や言葉の違いといった観点でのお話がありましたが、証拠調べにおいても同じような感じだったのでしょうか。

裁判員経験者 3 番

写真や図面や問取り図というのはすんなり理解できたのですが、私が証拠調べにおいて重要視したのは、調書でした。私の裁判は無罪か有罪かが分かれるものでしたから、調書の証拠能力が重要だと思いました。最初に調書を読み聞かされた時はよく分からなかったのですが、その後被告人に質問して、被告人の話言葉や表現を聴いていると、調書は言葉がきれいにまとめられていたので、被告人の話す言葉がどのようにしてこのきれいな調書になったのか疑問でした。この被告人ならこの調書のような言い方はしないのではないかと、でも調書にはそのように書いてある、この辺りの表現の調整がどのようになされているのか疑問でした。そこで、法廷で検察官に質問したところ、これまでの経験から意味がずれないように作成しているのだという答えでした。

被告人の話す言葉どおりの調書なら分かるのですが、きれいにまとめられていたので、変に勘ぐってしまうというところがありました。私の事件では、調書の最後の方の記載部分をDVDの映像で見せてもらったのですが、どうせなら、時間がかかったとしても、すべての供述を可視化してオープンにした方が、正々堂々と議論できていいのではないかと思います。

司会者

DVDの視聴については、中途半端だったという印象ですか。

裁判員経験者 3 番

全部見せてもらった方が、我々が判断するときは何の迷いもなくできたかなと思います。被告人の人生を左右する裁判なので、私たちはそれだけの責任を取らなければならないわけですから、できるだけのことをしたいという思いがあって、疑問点や知りたいことについてもっと追究したかったという思いがありました。

司会者

こういった証拠も見ておきたかったという御意見も含めて、ほかの方は、証拠調べについてどのような感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者 5 番

私の経験した裁判では、代車を使って犯行を再現する写真が証拠となったのですが、場面によって人物や代車が変わっていて分かりづらかったということがありました。すべてが同じ人や車で再現されていれば、もう少し分かりやすかったと思います。

司会者

5番の方が担当された裁判は、自白事件でしたが、被害者が証人となっていました。最近の裁判では、直接主義や公判中心主義という要請があって、要は法廷で生の話を聴いて、事実を解明して心証を形成しようという流れがあるのですが、その流れで被害者を尋問して、それがどのように裁判員の方に響いたのか、何か感じるどころがあったかどうかお話しいただけますか。

裁判員経験者 5番

被害者の話を直接聴いたことで、被害者は裁判の後の生活は大丈夫なのかという心配もみんなで話し合ったこともありました。また、過剰防衛に関する質問もしましたし、法廷内で椅子を使った実演もしてもらいました。

司会者

今、法廷で椅子を使って犯行を再現したというお話がありましたが、その再現は分かりやすかったとか、状況が伝わってくるものでしたか。

裁判員経験者 5番

証人の方に実際にやってもらったので、写真や説明よりは分かりやすかったです。

司会者

その事件の判決を読むと、被告人の車両を止めようとした時の被害者の行動が、情状を判断する上で重要な事情と位置付けられたようですが、これも証人尋問をして初めて出てきたことなのかなと思います。

裁判員経験者 5番

そうですね、直接質問できたことで初めて分かったこともありました。

司会者

2番の方はどうでしょうか。示された証拠の中に現場の様子が出てきて、写真とか図面なんでしょうか。

裁判員経験者 2番

写真はなかったですが、図面はあったと思います。

司会者

理解が深まるだけのものは用意されていたということですか。

裁判員経験者 2 番

はい。

司会者

この事件では、共犯者と被害者の証人尋問を行ったようですが、その話を通じて、この事件はこうだったんだろうなど、分かりやすかったですでしょうか。

裁判員経験者 2 番

分かりやすかったと思います。

司会者

気になるのは、この事件で、裁判員の方に法廷での分かりやすさというアンケートを取ったんですが、弁護人については、全員が分かりにくかったという結果が出ていて、その原因はどこにあったと思いますか。

裁判員経験者 2 番

原因については、ちょっと分かりません。何となく、話の流れを聞いていて、ちょっと分かりづらいというのはありましたけど。

司会者

ほかの方のアンケートだと、弁護人の声が聞き取りにくいというのがあるのですが。

裁判員経験者 2 番

それは、裁判官から何回か低いという注意がありました。

司会者

そういうのが分かりにくかったというのにつながっているのでしょうか。

裁判員経験者 2 番

はい、あると思います。もう少し高い声で、みんなに聞こえるように話してもらえば違ったのかなという思いはあります。小さな声で、聞こえない部分もありました。

司会者

尋問という点で、ほかの方は何かありますか。尋問の中で何を事実として出して、何を分からせたいのか伝わってくるものだったのかどうかという点ではどう

でしょうか。

裁判員経験者 3 番

争いのある裁判だから仕方がないのですが、事実は一つなのに、どうして検察官と弁護士でこんなに見解が違うのか、一致点はないのかと感じました。私も何回か質問させてもらいましたが、それを基に考えていくと、後日改めて質問したいと思うこともありました。

司会者

その都度疑問は解消しているつもりなんだけれども、進んでいくうちに「この点はどうなんだろう」というのが出てきて、できればそこでもう一度話を聴いておきたいということですか。

裁判員経験者 3 番

それはあると思います。

司会者

3 番の方も 5 番の方も直接法廷で質問されているようですが、質問をするというのは理解を深めるという点で重要な作業ということではよろしいでしょうか。

裁判員経験者 3 番

そうだと思います。最初はすごく緊張しましたが段々進んでいくうちに疑問とか知りたいことがたくさん出てきて、質問したいことが増えてきたというのがありました。また、本当は法廷のああいう雰囲気ではなく、今日のような雰囲気の場で聞けたら、もっと良かったなと思います。

裁判員経験者 5 番

実際に自分で質問して、それによってその後の評議が進んだこともあったので質問して良かったとは思っています。

司会者

法廷で質問をすることは勇気がいることだと思いますが、そこは頑張ったということですか。

裁判員経験者 5 番

はい。

司会者

証拠調べについては、いろいろと話題が尽きないところではございますが、ここで法曹関係者の皆さんから質問等があればお聞きしたいと思います。

名倉検察官

まず、経験者の方々の疑問に答えるという形で一点説明させていただきます。先ほど5番の方から、代車を使った犯行を再現する写真について、場面によって、人物や代車が変わっていて分かりづらかったという話がありましたが、いま検察庁では、統合捜査報告書ということをしておりまして、いろんなところから写真を持ってきているのでそういう事態が生じているのかと思います。今日は参考となるお話を聞かせていただきましたので、今後、統合捜査報告書という形ではなくて、誤解を与えないような立証を検察庁としても考えていきたいと思っております。

それから、証拠調べのところでは話題に出るなと思っていたのが、証人尋問が分かりやすいかどうかという話なんです。検察官の行う調書の朗読のどういうところが分かりづらいのかという点について、皆さんの率直な御意見をお聞かせいただきたいのですが。

裁判員経験者3番

特に分かりづらいというところはなかったですが、先ほど私は分かりづらいということを行いましたでしょうか。

司会者

3番の方は、そういう視点でのお話ではなくて、むしろ供述調書が作られる過程に疑問を持ったということでお話しいただいたのかなと思ったのですが。

裁判員経験者3番

そうです。被告人から聞き取った内容を文章にした際、その文章がそのとおり書かれたものなのかが疑問だったということをお話ししました。

法廷での被告人の話し方を聞くと、こういう表現をとる人なんだけども、文書になるとすごくきれいな整理整頓された言葉になっており、実際に話した言葉と文章をどのように整合させたのかが疑問に思いました。この点を担当された検察官に質問したのですが、検察官からは、これまでの経験で意味がずれないようにちゃんとやっていますという話がありました。

そうであれば、少々分かりづらくても、そのままストレートに書いたほうが良いと思いましたが、疑問に思われたいためには、すべての流れを全部DVDで見せてもらったほうが、よりすっきりして分かりやすいとは思いました。

名倉検察官

まず調書の関係ですが、確かに、九州の方言で話される方の調書も東北の方言で話される方の調書も標準語で作成されるということがあります。それは検察官が、読んでもらって分かりやすい言葉に、内容は変えないですが表現を変えているということがあります。これは調書全般に通じるころだと思えます。

次にDVDの関係ですが、警察の録音・録画DVDは別にして、いま検察庁では裁判員対象事件についてはできるだけすべての過程を録画するというところを行っておりますので、やろうと思えば、検察官の前での取調べ状況を録画しているDVDを公判廷で上映するというのも可能です。あとはその必要性をどうみるかということを実際の事件で判断していくことになります。

なお、先ほどの質問は言葉足らずでしたが、私がお聞きしたかったのは、もし、実際に経験された裁判員裁判の中で検察官の調書朗読の場面がありましたら、その朗読の中で、こういうことをしたので分かりづらかったとか、このようにしたら朗読をしたものでも、もっと分かりやすくなるのではないかと思われた点がありましたら、お話をお聞かせいただきたいという趣旨でした。よろしく願います。

裁判員経験者3番

私の聞かせてもらった朗読はとても良かったと思います。分かりづらいことは何もなかったと思います。

司会者

5番の方が担当された事件では、調書を朗読する場面はほとんどなかったのではないですか。

裁判員経験者5番

はい。そうです。

司会者

2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2番

時間も経っているので記憶があいまいです。悪かったか良かったかはちょっと思い出せません。ただ、そのときは疑問にも思いませんでしたので、分かりづらいということはなかったかと思えます。

司会者

争われている事件で、被害者の方や共犯者が証人として出てきており、また被告人からも聞きましょうということからすると、そのような事件で供述調書を調べるという場面はなかったのかなと想像されますが、そういう意味であまり印象には残っていないんでしょうか。

裁判員経験者2番

はい。

3 - 3 . 評議の運営について

司会者

次のテーマは評議の運営になります。

評議をしていく上では、刑事裁判の基本的なルール、ちょっと難しい話になりますが、証拠裁判主義、立証責任、証明の程度ということは、審理進行中もそうですし、評議の中でも必ず御説明しているところですし、あと量刑を考える上では、どのくらいの刑罰が科せられるのかという範囲の話ですとか、執行猶予や保護観察の制度の理解があった上で、量刑の基本的な考え方として行為責任という話も出てくるところです。こういった様々な要素を理解していただいた上で評議が進んでいかなければならないところですが、これらの評議の前提となる点について、裁判官からの説明で十分理解できたでしょうか。

裁判員経験者 2 番

裁判官からいろいろと説明をしていただきましたし、分からない点については質問もさせていただきましたので、そのときは理解できたつもりでした。

他の裁判員の皆さんも大体は理解できていたという印象です。

裁判員経験者 3 番

基本的には皆さん理解して評議に臨んだと思います。人によって考え方は違いますから、立ち止まったり、戻ったりしながら議論は進んでいきましたが、評議をして判決に近づくにつれ、理解は深まっていったという印象でした。ただ、評議の時間はもう少し欲しかったです。

司会者

次に、評議の雰囲気という点ですが、話しやすさを確保するためには良い雰囲気でないが無理かなという気がするのですが、端的に伺って、話しやすかったですか、議論しやすかったですか。

裁判員経験者 5 番

やはり最初は皆さん緊張していましたが、時間が経つにつれ、いろんな意見も出せるようになりました。疑問点については裁判官が資料等を使い説明してくださいましたし、裁判員同士でも休憩時間にプライベートの話をしたりして、気分転換をしながら進んでいったので、評議の場ではとても話しやすかったです。雰囲気はとても良かったと思います。

裁判員経験者 2 番

裁判官も一緒に昼食を食べたのが良かったと思います。評議の時間だけではなく、そういう一緒にいた時間の中で気軽に質問もできましたので、雰囲気はとて

も良かったと思います。

司会者

3番の方からありましたが、進行上、検討すべき点として、評議の時間がもっと長くても良かったという感想がありましたが、これについてはいかがですか。

裁判員経験者3番

数学の問題を解くのと違うでしょうが、考えるのに、もうちょっと時間があればもっと良かったかなという感想です。

司会者

時間は不足気味に感じたということですが、議論は尽くせましたか。

裁判員経験者3番

議論は尽くしましたが、もっと詳しく検証したかったという思いはあります。

復習ではないですが、振り返って確認する時間が欲しかったです。評議の間は、時間が経つのがものすごく早かったという印象です。

司会者

3番の方が担当された事件の評議は2日半かけていましたが、もう少しあれば、より良かったという感想ですね。ちなみに2日半で疲労感はありませんでしたか。

裁判員経験者3番

疲れてはいましたが、もう1日あっても良かったかなと思います。

司会者

評議をしている中で、今何を議論しているのか、何のために議論しているのかというところが明確になっていたかという点で、テーマの設定の仕方やテーマに向かったの議論の進め方について工夫を感じられた点は何かありましたか。

裁判員経験者3番

進め方は分かりやすかったです。ただ、立ち止まってもう1回議論するという場面がもっとあっても良かったと思います。

裁判員経験者5番

進め方については問題はなかったです。

裁判員経験者2番

裁判員の経験は1回しかないので比較対象がないのですが、雰囲気的な面も含め、進め方には問題はなかったと思います。

4 . 守秘義務について

司会者

私の合議体の場合ですと、裁判員の皆さんが任務を終了してお帰りになる際に、裁判員を務めた感想や法廷での出来事については守秘義務の対象となっていないので、貴重な経験でもありますから、御家庭や職場の多くの方にお話しくささいと、むしろお願いをしているところです。

皆さんは裁判が終わってから、周囲の方に、裁判あるいは裁判員の経験や感想をお話されたのでしょうか。

裁判員経験者 2 番

家族には経験してみてもの感想を話しました。家族からは、なかなか経験できないことを経験できて良かったねと言われました。

裁判員経験者 3 番

評議の内容については口外しないように気をつけていました。私が裁判員を務めたことを知っている知人の中には興味があっというろと聞いてくる人もいましたが、そのときには、法廷で質問したことなどの法廷での出来事や裁判員を務めた感想を話すようにしていました。裁判員を務めてから 10 箇月くらい経っているので、最近では、守秘義務を意識しないで生活できています。

裁判員経験者 5 番

これまで裁判員制度に興味のなかった職場の同僚が、私が裁判員になったことにより裁判員関連の新聞記事等を読むようになり、私の周囲では、私を含めて裁判員制度に関心を持つ人が増えたと感じました。

司会者

3 番の方の発言にも関連するのですが、守秘義務について、どこまで話してよいか、見極めが難しいといったような感想はお持ちでしょうか。

裁判員経験者 2 番

法廷で出ている話は、傍聴人も聞いている話であり、他でも話してもよいと理解しています。評議室で行われた内容は、他では話したことはありません。

司会者

どこまで話してよいのか、迷いが生じたことはありますか。

裁判員経験者 2 番

それはありますが，自分の中では，法廷で行われた内容の話しかしないように決めていました。評議中の話はしないことにしていました。

裁判員経験者 3 番

自分の中で明確にしておかないと，他の人から質問されて話しているうちに曖昧になってしまうので，私も，2 番の方のように区別しておくのが一番間違いないと思います。法廷内で行われたことについては話をしましたが，評議中のことについて聞かれても，「いろいろと大変でした。」などと答えることにしていました。

裁判員経験者 5 番

私も同様です。法廷でのやり取りについては話しましたが，評議の内容については一切話していません。評議中の雰囲気だとか，休憩中の様子などについての話にとどめるようにしていました。

司会者

次に，守秘義務の必要性についてお伺いします。

守秘義務の中心となる評議の秘密を守ることは，率直な意見交換を確保する前提となりますし，裁判員のプライバシーや安全を保護することにもつながることから，必要なものと思われませんが，守秘義務の必要性について感じたことはありますか。

裁判員経験者 3 番

一定程度の歯止めは必要だと考えており，守秘義務は必要だと思います。守秘義務の範囲についても，現状どおりでよいと思います。

裁判員経験者 5 番

私も 3 番の方と同じです。評議で出される意見も，皆さん様々ですし，守秘義務については現状維持でよいと思います。

裁判員経験者 2 番

評議に臨む打合せの席などで，はっきり「これとこれは守秘義務の範囲内」と示してもらえるとありがたいと考えています。また，守秘義務の負担感については，ある程度の時間が経過すれば徐々に記憶も薄れていくので，さほど負担にはならないと，私自身は思いますし，負担にも感じていません。

裁判員経験者 5 番

逆に守秘義務がなくて，評議の中身がすべて公表されるとしたら，裁判に関わった人にとっては負担になると思います。

裁判員経験者 3 番

守秘義務の範囲については，評議室で出た話は守秘義務の範囲内，法廷で出た話は，ほかで話しても差し支えないなど，シンプルに区別するのがよいと思います。事実で判断するのは一般の人にはなかなか理解しにくいので，シンプルな方が分かりやすく，守りやすいと思います。

司会者

法曹関係者の皆様からは，どのような意見がありますか。

小野寺弁護士

守秘義務の範囲について，法廷内で出た話はほかで話してよいが，評議の中で出た話はだめ，と区別すると分かりやすいとの御意見もあったのですが，評議中の率直なやり取りについて一定程度明らかになることは，外部の人間が裁判員裁判がどのように運用されているのかを知る機会になり，意味があることではないかと考えています。また，守秘義務の範囲を限定することは，守秘義務に対する責任の範囲を狭くするという意味で裁判員の負担軽減にもつながると考えております。

弁護士会では，以上のような積極的な意味で，評議の場が出た話であっても，守秘義務の対象になる事項については限定的に考えたいとの意見提言を行っています。このようなことについて，どのようにお考えですか。

裁判員経験者 3 番

それはそれで良い考えだと思うのですが，守秘義務の範囲をどう判断するか，その基準を複雑にすると，一般人には対応できないのではないかと思います。

裁判の内容が複雑であるほど，評議で取り交わされる話題事項も複雑になるので，内容で判断することは難しくなると思います。

裁判員裁判運営の様子を，広く国民に知らせる方策については，大事なことなので，今後皆さんに検討してもらいたいと思います。

裁判員経験者 5 番

評議中の話について，内容によっては守秘義務の対象とならないといわれても，判断が難しいと思います。

また，評議の中で疑問に思った内容は，結局は質問などの形で法廷でも表れているので，その意味では，評議中のやり取りも，ある程度は外部に明らかになっていると思います。

5．これから裁判員裁判になられる方へのメッセージ

司会者

本日の意見交換会の締めくくりに、お一人ずつ、これから裁判員になられる方へのメッセージをお願いします。

裁判員経験者 2 番

私は、裁判員に選ばれた当初、今後どういう話をするようになるのか、裁判官からはどういうことを話されるのかなどと、事前にいろいろ考えてしまいましたが、これから裁判員になる方には、そういう心配はしないで、オープンな気持ちで裁判員を務めてもらいたいと思います。忌憚なく意見を述べて、率直な気持ちで他の方の意見を聞くことが、何より勉強になると思います。また、疑問に思ったことは、なるべく質問をすればいいと思います。

裁判員経験者 3 番

裁判員の責務は、自分が生きてきたそのままの姿で十分果たすことができると思います。ただ、一生懸命打ち込むことは必要だと思います。裁判員になることについて、腰が引ける方もいると思いますが、おそれることはないと思います。

裁判員経験者 5 番

私自身は、裁判員の案内が届いたときは、断りたいと思ったのが本音です。裁判員は他人の人生に関わる難しい仕事だと思ったことや、仕事上迷惑をかけたくないとの思いもありました。

他の人の理解があれば参加しやすくなると思うので、裁判員制度への理解が深まって、裁判員に選ばれた方が参加しやすくなる環境を整えることが大事だと思います。参加した人には、一生に一度の経験になると思いますし、どなたでも務めることはできると思うので、この制度が広まってほしいと思います。

6 . 法曹関係者からの感想

司会者

法曹関係者の皆様から、感想を一言ずつお話しいただくようお願いします。

名倉検察官

本日は、貴重な御意見を伺うことができ、ありがとうございました。

検察庁としても、本日お聞きした御意見を参考に、改善する必要があるところは改善していきたいと考えています。

また、証人尋問の良いところは直接話が聞けるところだとの御意見がありましたが、いかんせん証人側にも様々な事情があり、2次被害、3次被害防止の観点から証人尋問に応じられない場合もあります。できるだけ要望には応えたいと思いますが、個々の事案によって対応したいと考えております。

小野寺弁護士

本日は、誠にありがとうございました。

今回、私が実際に担当した事件の裁判に参加された方も出席される予定でしたが急遽欠席になったとのことで、直接担当した事件に関する御意見、御感想を聞けず残念な思いはあったのですが、御参加いただいた3人の方から、生の声を聞くことができ、大変参考になりました。

弁護人の質問が分かりにくいとのコメントもあって、声の大きさ、聴きとりやすさ等の御指摘もありましたが、そもそも被害者に質問する場合の弁護人の立ち位置について、裁判員の方の感覚と相容れない部分があり、感覚的に分かりにくいという理由もあるのではないかと考えています。罪を犯したとはいっても、被告人の立場や事情にも汲むべきところがあり、弁護人は被告人の立場に立って何ができるかを考え、精一杯活動しているということを御理解いただきたいと思います。

今回の御意見は、今後の弁護士会としての活動や、個々の裁判員裁判の弁護活動に生かしていきたいと思えます。

河村裁判官

本日の意見交換会では、証拠調べや評議の在り方について、よりよい裁判員裁判の実現に向けた忌憚のない御意見をいただくことができました。

また、参加された皆様から、良い体験をしたとの感想をいただき、大変うれしく思いました。ありがとうございました。

7. 報道機関からの質問

司会者

それでは、ここで記者の皆さんから質問をしていただきます。

仙台放送（幹事社）

皆様から、裁判員を経験しての所感をお聞かせください。

裁判員経験者2番

自分自身の経験から、自分の友人や身内の者、近所の方々には、裁判員の案内が届いたら参加した方が良いと勧めたいと思っています。

裁判員経験者3番

裁判員の経験は、大変有意義なことと思っています。また、それ以上に、裁判員裁判とは、怖いものだと感想も持ちました。「怖い」とは、裁判員裁判には、いろいろな考えや価値観を持った人が参加しますので、選任された裁判員の構成によって、結論が左右されてしまうことがあるかも知れないという怖さです。

裁判員経験者 5 番

大変貴重な経験をさせていただいたとの感想です

仙台放送

裁判員を経験し、良かった点、辛かった点をお聞かせください。

裁判員経験者 2 番

辛かったのは、担当した事件の被告人が二十四、五歳の若い人だったので、執行猶予の判決だったとはいえ、今後の人生にどのような影響があるのかなどと考えると、多少辛い思いはあります。また、被告人の親戚や家族の負担などを思うと、考えさせられるところがありました。

裁判員経験者 3 番

良かった点は、裁判を身近に感じられるようになったことです。

辛かった点は特にありませんが、判決の重みは感じましたので、思うところがあります。

裁判員経験者 5 番

裁判が身近に感じられるようになったのは、良かった点です。

判決を受けた後、被告人がきちんと生活しているのかと思ったり、判決を言い渡されたときの被告人の顔を思い出したりするのが辛い点です。

仙台放送

先般、福島県の裁判員経験者がストレス障害と診断されたとのニュースがありました。制度上改善すべき点などについて御感想があればお聞かせください。

裁判員経験者 2 番

裁判員に対して写真やビデオなどを見せるときには、いろいろ考えながら進めていかないと、こういう問題が起きるのかなと思います。自分の担当事件が、殺人罪などの事件でなくて良かったと思います。

裁判員経験者 3 番

裁判の目的は真実究明にあると思います。福島県の裁判員の方には、大変気の毒なことだと思いますが、国で決めた制度により国民全体が負うべきリスクであり、やむを得ないところもあると思います。裁判員の負担に配慮するあまり、証拠調べがアバウトになってしまったのでは、何の意味もないと思います。

裁判員経験者 5 番

精神的な負担を感じたときのために、サポート窓口があることについては、裁

判員に選任された後，再三説明を受けていました。

福島と同様の事件を担当したら私もどうなるかわかりませんが，かといって，ここで制度を後退させるのもどうかと思います。

このような心配がある人にも辞退の制度が認められれば良いと思います。

仙台放送

裁判が長期間に及ぶ場合に，裁判官だけで審理するという見直し案が検討されていることについて，どのような御意見をお持ちですか。

裁判員経験者 2 番

特に意見はありませんが，裁判の長期化による問題としては，職場関係や体調の問題が出てくるのだと思います。あまりに長期化する場合は，裁判官だけで行うことでもよいのかなと思います。裁判員制度が順調に行われていると思うので，制度自体を打ち切ることとはどうかなと思います。

裁判員経験者 3 番

仕事を調整して休まなければならないというのは，特に勤め人にとっては問題だと思いますが，単に裁判が長期化することは問題ではないと思います。仕事の調整等については，国がカバーする制度をつくってくれば良いと思います。

長期化するような重大事件こそ，一般国民の感覚を反映する意味があると考えます。

裁判員経験者 5 番

参加しやすいように制度が整い，参加する人の周囲の皆さんの理解も深まれば，長期の裁判にも参加しやすくなるのではないかと思います。また，そのような環境になるように，マスコミもアピールしてほしいと思います。

朝日新聞社

福島県の裁判員の事例に関連しての質問ですが，裁判終了後も，ストレスを引きずることなどはありましたか。

裁判員経験者 2 番

私自身はありませんでした。裁判の内容にもよると思います。

裁判員経験者 3 番

影響はありませんでした。裁判を振り返ることはありますが，ストレスに感じることはありません。

裁判員経験者 5 番

先ほど，被告人の顔を思い出すと言いましたが，ストレスに感じるという意味

ではありません。裁判を通じて他人の人生に関わることになって、被告人のその後の生き方について、みんなの思いのこもった判決を受け止めて、ちゃんと普通の生活をしているのかなと、心配して思い出すという意味です。

河北新報社

3番の方と5番の方に質問です。長期間の裁判について、100日間の裁判や60日間の裁判の例もありましたが、そのような期間でも問題はないとお考えですか。

裁判員経験者3番

期間の問題というよりも、一番の問題は、仕事関係だと思います。私自身は勤め人ではありませんが、特に勤め人にとっては、長期化の問題は影響が大きいと思います。ただ、その点について、制度上の保障や周囲の理解があれば、100日でもやるべきだと思います。裁判が長期化するから除外するというのでは、制度の意味がなくなると思います。

裁判員経験者5番

私が参加するに当たっては、上司の理解があって、後押しをしてもらえました。やはり、周囲の理解が重要だと思います。長期化する事件は、それだけ重大な事件ということなので、裁判員が参加する方がよいと思います。

河北新報社

震災の被災地域の住民については、裁判員にならなくて済むようにするとの議論もありますが、これについてどのようにお考えですか。

裁判員経験者2番

被災者でも、選任されれば参加したい人はいると思いますし、生活が大変で参加が困難な人もいると思います。個々に判断するしかないと思います。

裁判員経験者3番

被災者の意思に従って決めればよいと思います。被災者であることが辞退事由の選択肢に入っていれば良いのであって、後は個人の判断だと思います。

裁判員経験者5番

私も、皆さんと同意見です。選択肢としてあれば自分で選べるので、それで良いと思います。

司会

それでは、時間も参りましたので、今日の裁判員経験者の意見交換会は、そろそろ終了とさせていただきます。

参加者の皆様方には意見交換会の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以 上